

【事業所用】 亀岡市感染者・濃厚接触者対応マニュアル

令和2年11月30日

作成：亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業所においては従業員が感染、濃厚接触するリスクが高まっているため、こうした事態が発生した際に、早急かつ適切に対応し、円滑な事業継続を図れるよう「事業所用対応マニュアル」を作成しましたのでご活用いただきますようお願いいたします。

1 従業員が感染した場合

感染者が確認されると、医療機関または保健所から、感染した本人に連絡が入り、対応についての説明があります。症状に応じ、入院や療養施設に入所もしくは自宅療養となります。勤務先の事業所は本人から報告を受けていただくとともに、必要に応じて保健所からの連絡・状況の聞き取りに応じていただき、感染拡大防止に必要な対応をとっていただくこととなります。

(1) 保健所との連携

従業員の方から感染の報告があった場合は、下記①②③について、準備を始めていただくと、保健所からの聞き取りへの対応やその後の作業がスムーズに運びます。②③により、保健所は濃厚接触者に該当する方を判断していきます。なお、施設の閉鎖については、保健所にご相談の上、検討をお願いします(⑤)。

- ① 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。
- ② 感染者が在籍する部署の従業員名簿及び健康状態、フロアの見取り図(座席表)、勤務時間・形態がわかるもの(シフト表など)等を準備してください。
- ③ 職場内での感染者との接触状況(業務だけでなく休憩時間の飲食や喫煙などの行動も含め)を、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。
- ④ 必要に応じて事業者において職場の消毒をお願いします。
- ⑤ 感染者の執務エリアまたは事業所全体の一時閉鎖などの対応について検討してください。なお、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(日本渡航医学会・日本産業衛生学会共同文書)には、「一律に部分的、全体的施設の閉鎖を実施すべきではない」とされています。

※ 京都府南丹保健所 電話番号0771-62-2979
(受付時間：平日8時30分～17時15分)

(2) 本人の入院・療養について

本人の症状や状況に応じ、入院・療養場所が決められますので、保健所の指示に従っていただくこととなります。

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- 1) 発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
- 2) 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(3) 情報公開

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生したことについて、事業所において公表することは義務付けられていませんが、ホームページ等で公表する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮してください。その際、公表時期及び内容について、事前に保健所と情報共有をお願いします。

(4) 職場復帰

主治医や保健所のアドバイスを元に、体調を確認しながら職場へ復帰させてください。

- ① 退院及び入院勧告解除（療養の解除）となった場合は、保健所から、ご本人宛に退院及び入院勧告解除（療養の解除）後の健康管理について連絡が入ります。引き続き、4週間を健康観察期間として、検温など毎日の健康確認、咳や発熱などの症状があった場合の連絡及び一般的な衛生対策の徹底について依頼されます。
- ② 事業者は職場復帰に際して、退院及び入院勧告解除（療養の解除）後、1週間程度の在宅勤務・自宅待機を行わせてから出社させることが望ましいとされています。在宅勤務・自宅待機が困難な場合、1週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2メートル程度に保つなどの感染予防対策を十分に行ってください。また、4週間の健康観察中も、体調不良を認める際にはできるだけ出社させないでください。

(5) その他

保健所では、職場復帰に当たり「陰性証明書」、「治癒証明書」の発行は行っておりません。ご理解ください。

2 従業員が濃厚接触者と判断された場合

従業員が濃厚接触者（※注1）と判断された場合には、次の対応をとっていただくこととなります。

- （1）濃厚接触者とされた従業員にはPCR検査を受けていただくとともに、PCR検査が陰性であったとしても、感染者との最終接触から14日間の自宅待機及び健康観察（※注2）期間がもうけられますので、ご協力をお願いします。
- （2）事業者が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の者に自宅待機などを指示したり、健康観察期間を延長する場合には、就業規則等に基づいた対応が求められます。

業務を継続していただくためには、職場内で陽性者が確認された場合でも、その他の従業員からの濃厚接触者が最小となることが重要となります。

普段から、マスクの着用、換気、密を避ける、定期的な消毒の徹底など、感染防止対策へのご協力をお願いします。

（※注1）濃厚接触者

濃厚接触者は、感染者の感染可能期間に接触した人のうち、次の範囲に該当する人をいいます。保健所の聞き取り調査により、総合的に判断されます。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※ 「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

※ 「無症状病原体保有者」とは、「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

※ 患者（確定例）の感染可能期間とは、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から入院等までの期間とする。

※ 無症状病原体保有者の感染可能期間とは、陽性確定に係る検体採取の2日前から入院等までの期間とする。

<参考>「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（令和2年5月29日暫定版）」（国立感染症研究所 感染症疫学センター）より抜粋

(※注2) 濃厚接触者としての自宅待機及び健康観察

感染者との最終接触から14日間の健康観察期間中においては、毎日の検温、健康状態のチェックとともに自宅待機、不要不急の外出はできる限り控え、止むを得ず移動する際は、公共交通機関の利用は避けること、また外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策の徹底が求められます。

3 濃厚接触者以外の接触者

濃厚接触者以外の接触者については、明確な規定はないので、事例により対応がこととなりますが、症状が出た場合には速やかに職場に報告する等、必要に応じた対応をお願いします。

《対象例》

- ・対面で会話等をしていたが、感染者及び自身がマスクをしていた方
- ・短時間同じ空間にいたが、感染者との接触がない方

＜参考＞「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版」
(一般社団法人日本環境感染学会) の考え方より抜粋

4 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、また接触者などが不当な差別的扱いを受けることのないよう人権への配慮に努めるとともに、当事者が安心して職場復帰できるよう、職場環境づくりをお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関連して (法務省 人権相談窓口)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

5 施設設備等の消毒

必要に応じて保健所の指示に従い、事業所において消毒を行ってください。
日々の、定期的な消毒も重要です。

《手で触れる共有部分の消毒》

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアノブ、スイッチ類、手すりなど共有部分を中心に、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)で拭いた後、水拭きを行ってください。もしくは、アルコール(濃度70%以上95%以下のエタノール)で拭き取り消毒をしてください。

※ 家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%になるよう水で薄めて使用してください。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶



《トイレの消毒》

新型コロナウイルス感染者及び疑いのある方、濃厚接触者が急性の下痢症状などでトイレを汚された場合には、次亜塩素酸ナトリウム(市販されている家庭用漂白剤等はこれにあたります。)(0.1%)、またはアルコール(70%)による清拭をすることを推奨します。

＜参考＞「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」(厚生労働省ホームページ)より抜粋

【参考資料】

職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド(日本渡航医学会・日本産業衛生学会共同文書)

<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業規則の取扱いについて(健感発0612第1号令和2年6月12日 厚生労働省通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領(令和2年5月29日暫定版)(国立感染症研究所 感染症疫学センター)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版(一般社団法人日本環境感染学会)

※ 濃厚接触者等の考え方は、12・13ページを参考にしています。

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=355

新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html